

改 正 案	現 行
<p>（適格性の認定の申請）</p> <p>第二十三条 金融機関又は銀行持株会社等（法第二条第五項に規定する銀行持株会社等をいう。以下同じ。）は、法第六十一条第一項（法第一百一条第五項、第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十九条第二項に規定する合併等の認定を受けようとするときは、認定申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）並びに最近の日計表</p> <p>三 その他法第六十一条第一項（法第一百一条第五項、第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）に規定する認定をするため参考となるべき事項を記載した書類</p> <p>2 前項第二号の株主資本等変動計算書は、法第三十七条第三項に規定する信用金庫等にあつては剰余金処分計算書又は損失金処理計算書とする。（第二十五条第二号及び第二十九条の四第三号において同じ。）</p>	<p>（適格性の認定の申請）</p> <p>第二十三条 金融機関又は銀行持株会社等（法第二条第五項に規定する銀行持株会社等をいう。以下同じ。）は、法第六十一条第一項（法第一百一条第五項及び第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十九条第二項に規定する合併等の認定を受けようとするときは、認定申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）並びに最近の日計表</p> <p>三 その他法第六十一条第一項（法第一百一条第五項及び第一百八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する認定をするため参考となるべき事項を記載した書類</p> <p>2 前項第二号の株主資本等変動計算書は、法第三十七条第三項に規定する信用金庫等にあつては剰余金処分計算書又は損失金処理計算書とする。（第二十五条第二号及び第二十九条の三第三号において同じ。）</p>

(電磁的記録)

第二十三条の二 法第六十六条第一項(法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・財務省令で定める電磁的記録は、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十三ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の商号又は名称
- 二 提出年月日

第二十九条の二 法第百一条の二第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める資産は、手形に係る債権、債券に係る債権、金融機関と債務者との取引契約の違約金又は当該取引契約を実行するための手数料に係る債権その他の当該取引契約に基づく債権とする。

(電磁的記録)

第二十三条の二 法第六十六条第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める電磁的記録は、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十三ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の商号又は名称
- 二 提出年月日

(新設)

第二十九條の三、第二十九條の五 (略)

(經由官庁等)

第三十六條 法第九條に規定する発起人は、法第十一條の規定に基づき定款を内閣総理大臣に提出するときは、金融庁長官を経由して提出しなければならない。

2 機構の役員(法第二十四條に規定する役員をいう。ただし、監事を除く。)は、法第三十條ただし書の規定による内閣総理大臣の承認を受けようとするときは、金融庁長官を経由して、内閣総理大臣に承認申請書を提出しなければならない。

3 法第二百二條第一項第一号に規定する第一号措置に係る認定に係る金融機関は、法第四百四條第一項の規定による計画を内閣総理大臣に提出するときは、金融庁長官を経由して提出しなければならない。

4 金融機関及び銀行持株会社等(金融庁長官が指定するものを除く。)は、第二十三條に規定する認定申請書、第二十九條の三から第二十九條の五までに規定する認可申請書並びに法第五十九條第六項(法第一百一條第五項、第一百十八條第二項及び附則第十五條の四第五項において準用する場合を含む。)、第六十條第二項、第六十五條及び第六十六條第一項(これらの規定を法第一百一條第七項、第一百十八條第四項及び附則第十五條の四第七項において準用する場合を含む。)に規定する報告を金融庁長官に提出するとき又は法第八十條の二第三項(法第八十條の三第八項において準用する場合を含む。)

第二十九條の二、第二十九條の四 (略)

(經由官庁等)

第三十六條 法第九條に規定する発起人は、法第十一條の規定に基づき定款を内閣総理大臣に提出するときは、金融庁長官を経由して提出しなければならない。

2 機構の役員(法第二十四條に規定する役員をいう。ただし、監事を除く。)は、法第三十條ただし書の規定による内閣総理大臣の承認を受けようとするときは、金融庁長官を経由して、内閣総理大臣に承認申請書を提出しなければならない。

3 法第二百二條第一項第一号に規定する第一号措置に係る認定に係る金融機関は、法第四百四條第一項の規定による計画を内閣総理大臣に提出するときは、金融庁長官を経由して提出しなければならない。

4 金融機関及び銀行持株会社等(金融庁長官が指定するものを除く。)は、第二十三條に規定する認定申請書、第二十九條の二から第二十九條の四までに規定する認可申請書並びに法第五十九條第六項(法第一百一條第五項及び第一百十八條第二項において準用する場合を含む。)、第六十條第二項、第六十五條及び第六十六條第一項(これらの規定を法第一百一條第七項及び第一百十八條第四項において準用する場合を含む。)に規定する報告を金融庁長官に提出するとき又は法第八十條の二第三項(法第八十條の三第三項(同条第四項において準用す

（）、第百八条の第三項（同条第四項において準用する場合を含む）若しくは同条第七項の規定により経営健全化計画を金融庁長官に提出するときは（前項の規定により金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出する場合を除く。）、金融機関又は銀行持株会社等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長又は出張所長とする。次条において同じ）を経由して提出しなければならない。

（予備審査）

第三十七条 金融機関及び銀行持株会社等は、法第六十一条第一項の認定、法第六十七条第二項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）の承認又は法第百八条の二第一項、法第百八条の三第一項若しくは第五項の認可を受けようとするときは、当該認定、承認又は認可の申請をする際に金融庁長官又は財務局長（当該金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。以下この条において「金融庁長官等」という。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

る場合を含む。）若しくは同条第七項の規定により経営健全化計画を金融庁長官に提出するときは（前項の規定により金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出する場合を除く。）、金融機関又は銀行持株会社等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長又は出張所長とする。次条において同じ）を経由して提出しなければならない。

（予備審査）

第三十七条 金融機関及び銀行持株会社等は、法第六十一条第一項の認定、法第六十七条第二項の承認又は法第百八条の二第一項、法第百八条の三第一項若しくは第五項の認可を受けようとするときは、当該認定、承認又は認可の申請をする際に金融庁長官又は財務局長（当該金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。以下この条において「金融庁長官等」という。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

附則

(業務の特例に係る業務方法書の記載事項)

第二条 機構が法附則第七条第一項(同項第一号及び第四号を除き、法附則第十五条の五第七項において準用する場合を含む。第一号、第七号及び次条第二号において同じ。)に規定する業務を行う場合には、法第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 法附則第七条第一項に規定する協定に関する事項
- 二 法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行(以下「協定銀行」という。)への出資に関する事項
- 二の二 法附則第八条第一項第二号の三の規定に基づき協定銀行から納付される金銭の収納に関する事項
- 三 協定銀行に対する法附則第十条の二(法附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。)の規定による損失の補填に関する事項

四 法附則第十一条第一項(法附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。)の規定による協定銀行に対する資金の貸付け及び協定銀行が行う資金の借入れに係る債務の保証に関する事項

五 法附則第七条第一項第五号(法附則第十五条の五第七項において準用する場合を含む。次条第一号において同じ。)に規定する

附則

(業務の特例に係る業務方法書の記載事項)

第二条 機構が法附則第七条第一項に規定する業務を行う場合には、法第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 法附則第七条第一項に規定する協定に関する事項
- 二 法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行(以下「協定銀行」という。)への出資に関する事項
- 二の二 法附則第八条第一項第二号の二の規定に基づき協定銀行から納付される金銭の収納に関する事項
- 三 協定銀行に対する法附則第十条の二の規定による損失の補填に関する事項

四 法附則第十一条第一項の規定による協定銀行に対する資金の貸付け及び協定銀行が行う資金の借入れに係る債務の保証に関する事項

五 法附則第七条第一項第五号に規定する財産の調査に関する事項

財産の調査に関する事項

六 法附則第七条第一項第六号（法附則第十五条の五第七項において準用する場合を含む。）に規定する債権の取立てに関する事項

七 その他法附則第七条第一項に規定する業務の方法

2 機構が法附則第八条の二第一項に規定する業務を行う場合には、法第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 法附則第八条の二第一項に規定する特別協定に関する事項

二 法附則第十一条第一項の規定による協定銀行に対する資金の貸付け及び協定銀行が行う資金の借入れに係る債務の保証に関する事項

三 その他法附則第八条の二第一項に規定する業務の方法

（特例業務勘定で経理する業務）

第三条の四 令附則第二条の十六に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、平成十四年四月一日前にその開始が見込まれている業務に係るものであつて、機構が特例業務勘定（法附則第十八条第一項に規定する特例業務勘定をいう。以下同じ。）において経理することを適当と認めるものとする。

六 法附則第七条第一項第六号に規定する債権の取立てに関する事項

七 その他法附則第七条第一項に規定する業務の方法

2 機構が法附則第八条の二第一項に規定する業務を行う場合には、法第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 法附則第八条の二第一項に規定する特別協定に関する事項

二 法附則第十一条第一項の規定による協定銀行に対する資金の貸付け及び協定銀行が行う資金の借入れに係る債務の保証に関する事項

三 その他法附則第八条の二第一項に規定する業務の方法

（特例業務勘定で経理する業務）

第三条の四 令附則第二条の十に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、平成十四年四月一日前にその開始が見込まれている業務に係るものであつて、機構が特例業務勘定（法附則第十八条第一項に規定する特例業務勘定をいう。以下同じ。）において経理することを適当と認めるものとする。